

告 示

埼玉県告示第百十号

測量計画機関である鳩山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
鳩山町
- 二 作業種類
公共測量（空中写真測量）
- 三 作業地域
鳩山町全域
- 四 作業期間
令和五年一月十日から令和五年三月三十一日まで